区のサービス・手続き・施設のご案内は ★しんじゅくコール★
☎(3209)9999 午前8時～午後10時 FAX(3209)9900

誰もが生き生きと暮らせる新宿区を目指して
4月からの障害福祉サービス

【問合せ】障害者福祉課支援係(本庁舎2階)☎(5273)4583・FAX(3209)3441、子ども総合センター子ども総合支援係☎(3232)0679・FAX(3232)0666へ。

障害者自立支援法と児童福祉法の一部が改正されます

主な改正点は、次のとおりです。

●基幹相談支援センターの設置で相談支援体制を強化

相談支援体制を強化するため、地域での相談支援の中核を担う機関として、障害者福祉課内に「基幹相談支援センター」を設置します。

センターでは、障害のある方の相談支援・情報提供・権利擁護や地域生活への移行支援等を行うほか、地域の相談支援事業者とのネットワークを強化し、身近な地域で相談ができ、最適なサービスを受けられる体制を整備します。また、子ども総合センターで、障害児の相談支援を強化します。

●支援サービスの拡大

ケアマネジメント（福祉・介護支援サービス）による支援を強化するため、サービス等利用計画の対象者を順次拡大するとともに、計画を作成する相談支援事業者の指定を増やしていきます。

また、基幹相談支援センターでも、サービス等利用計画の作成を進めるとともに、子ども総合センターでは、障害児のサービス等利用計画の作成を進めていきます。

●利用者負担について

これまで、国の特別対策等で利用者負担の上限額が引き下げられ、実質的には負担能力に応じた負担になっていました。

今回の改正では、障害のある方等の家計の負担能力に応じた負担（応能負担）を原則とすることが、障害者自立支援法に明記されました。

4月からの新たな手続きは必要ありません。

●障害児支援の充実

これまで、障害の種別等で分かれていた施設を一元化します。また、通所サービスの実施主体を都道府県から区市町村に移行し、児童福祉法を基本に、身近な地域での支援を充実させます（**左図**）。

障害児支援施策の見直し

障害者自立支援法
区市町村が実施する
児童デイサービス

児童福祉法
都道府県が実施する
通所サービス
知的障害児通園施設
肢体不自由児通園施設
難聴幼児通園施設
重症心身障害児・通園事業

→

児童福祉法
区市町村が実施する
障害児通所支援
児童発達支援
医療型児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援

障害のある方・難病患者の方の安全のために
4月から警備会社への緊急通報システムを開始

自宅で病気・事故などの緊急事態に見舞われたとき、無線発報器等で警備会社（民間事業者）に通報するシステムです。関係機関や専門の現場派遣員が援助するとともに、必要に応じて救急車を要請します。

【対象】区内在住の18歳～64歳で身体障害者手帳1級・2級か難病患者の方で、一人暮らし等のために常に注意が必要な方（65歳以上の方は高齢者緊急通報システムの対象になります）

【費用】取り付け費用の1割を自己負担（免除制度あり）。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】障害者福祉課支援係(本庁舎2階)☎(5273)4583・FAX(3209)3441へ。

新宿区障害者計画
第3期障害福祉計画を策定しました

障害福祉サービスの一層の充実を目指し、区の障害者福祉施策を総合的に推進するための指針として策定しました。策定に当たっては、区障害者施策推進協議会での検討結果やパブリック・コメント（意見公募）等でお寄せいただいたご意見を参考にしています。

計画の全文と、お寄せいただいたご意見（83件）と区の考え方は、障害者福祉課・保健予防課（第2分庁舎分館1階）・広聴担当課（本庁舎3階）・区政情報センター（本庁舎1階）・特別出張所・区立図書館等で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。また、計画書は、3月28日(水)から区政情報センターで有償頒布します。

【問合せ】障害者福祉課福祉推進係（本庁舎2階）☎（5273）4516・FAX（3209）3441へ。

新宿区障害者計画

区の基本構想・総合計画・実行計画との整合を図り、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です（計画期間・平成21年度～29年度）。平成23年に障害者基本法をはじめ障害者に関連する法令等が改正されたため、計画を見直しました。

「障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現」「バリアフリー社会の実現」「必要なときに必要な支援が得られる地域社会の実現」の3つの基本理念を掲げ、障害者の方が地域の中で安心して暮らし続けることができ、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを目指して取り組みます。

●重点的な取り組み

▼相談支援体制の構築
▼病院から地域生活への移行支援
▼障害等のあるお子さんへの専門相談の促進
▼就労支援の充実
▼ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの推進

第3期新宿区障害福祉計画

障害者の生活を支える福祉サービス等に関して、必要なサービス量の見込みと、その提供体制の確保に関する計画です（計画期間・平成24年度～26年度）。

●計画の目標

次の2つの目標達成を目指し、重点的にサービス体系を整備します。

▼地域での生活を希望する福祉施設入所者が、安心して生活する環境を整備し、地域生活への移行を推進します。
▼重層的就労支援体制を構築し、福祉施設から一般就労への移行者数を年間42名以上とします。

●障害福祉サービス・新宿区地域生活支援事業

26年度までのサービス必要量の見込みとサービス提供体制の方策を定め、地域の特性に合った福祉サービスを提供します。

●新宿区での利用者負担と軽減措置

障害者自立支援法の利用者負担の考え方を基本に、引き続き、区独自の負担軽減措置（**左記**）を実施し、現行の負担水準を維持します。

▼「障害福祉サービス」と「新宿区地域生活支援事業」を同じ月に利用する場合には、合算して、障害福祉サービスの月額上限額を適用します。
▼利用者負担を緩和するための経過措置として、「障害福祉サービス」「補装具」「新宿区地域生活支援事業」の定率負担「10％」を「3％」に軽減します（一部のサービスを除く）。

お寄せいただいたご意見の一部と区の考え方を紹介します

●セルフケアマネジメントを含めたサービス等利用計画を作成してほしい。

セルフケアマネジメントの視点に十分配慮し、利用する方とともに「サービス等利用計画」を作成していきます。

●障害者のグループホームやケアホームを、これからも設置してほしい。

障害のある方の地域生活を支えるため、今後もグループホーム、ケアホームの整備を計画的に推進します。

区立障害者福祉センターのご利用を

障害者の地域活動の拠点として、さまざまなサービスを提供しています。見学もできます。

▼脳血管障害や交通事故等の後遺症による高次脳機能障害のある方に…染め物などの創作活動や社会参加を図る講座を開催
▼視覚に障害がある方などに…代読や代筆を実施
▼身体に障害がある方に…日常生活動作の機能回復や身体機能低下防止の訓練
▼脳血管障害などによる失語症や構音障害のある方に…個別やグループでの言語訓練

【問合せ】同センター（戸山1―22―2）☎（3232）3711・FAX（3232）3344へ。

区社会福祉協議会助成団体の募集

共同募金を主な財源に、地域の皆さんの活動を応援しています。

【対象】区内で活動する福祉団体、町会・自治会、市民活動団体、当事者団体等

【主な対象事業】▼地域福祉の視点が盛り込まれた行事や活動、▼ふれあい・いきいきサロンの運営、▼地域福祉に関する講演会・学習会、▼障害のある方・難病患者の方など当事者団体の活動、▼福祉施設等の施設改修・備品購入ほか

【申込み】電話で事前に連絡の上、所定の申請書を4月2日(月)～5月31日(木)（土・日曜日、祝日等を除く）に同協議会地域活動支援課（高田馬場1―17―20）☎（5273）9191・FAX（5273）3082へお持ちください。申請書は同協議会で配布するほか、ホームページ（HP http://www.shinjuku-shakyo.jp/）から取り出せます。